

第6編 財務〔長期継続契約を締結することができる
契約に関する条例〕

○大雪消防組合長期継続契約を締結する
ことができる契約に関する条例

〔平成17年3月31日〕
〔条例第1号〕

改正 平成26年4月1日条例第14号

(目的)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第234条の3及び地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の17の規定に基づき、長期継続契約を締結することができる契約に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(長期継続契約)

第2条 長期継続契約を締結することができる契約は、次に掲げるものとする。

- (1) 事務用機器又は情報処理システム（電子計算機及びプログラムの集合体であって、情報処理の業務を一体的に行うよう構成されたものをいう。以下同じ。）又は車両等を借り入れる契約
- (2) 事務用機器又は情報処理システムの保守又は管理に係る役務の提供を受ける契約
- (3) 法第238条第1項に規定する公有財産の管理に係る役務の提供を受ける契約

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。
(当麻町、比布町及び愛別町の大雪消防組合加入による経過措置)
- 2 平成26年4月1日において、その前日までに上川中部消防組合長期継続契約を締結することができる契約に関する条例（平成20年上川中部消防組合条例第6号）の規定によりなされた契約は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成26年4月1日条例第14号）

この条例は、平成26年4月1日から施行する。